

第51回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月15日（土曜日）午前10時

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

議案

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

目次

第51回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	7
連結計算書類	19
計算書類	28
監査報告書	36

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

証券コード1738
2024年5月30日
(電子提供措置の開始日2024年5月23日)

株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8
株式会社NITTOH
(登記社名 株式会社ニットー)
代表取締役社長 中野英樹

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第51回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nittoh-info.co.jp/ir/kabunushi/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト (<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」
を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまし
て、2024年6月14日(金曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し
あげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月15日(土曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第51期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項
議**

案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月15日(土曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月14日(金曜日)
午後5時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月14日(金曜日)
午後5時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月14日(金曜日)
午後5時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

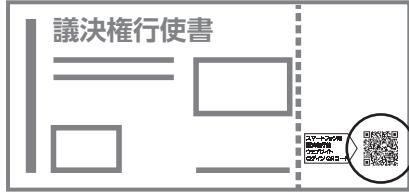
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

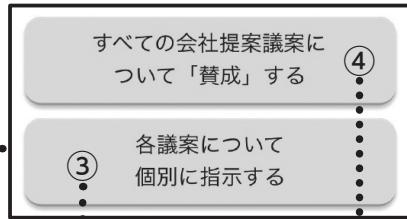


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

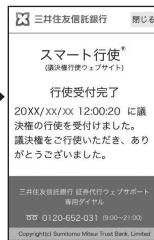


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

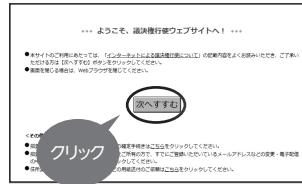
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

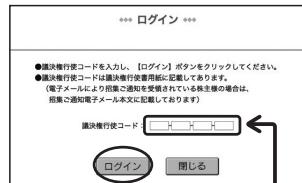
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

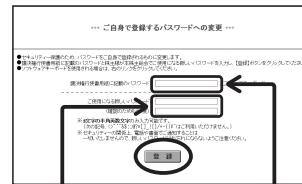


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	156,000株
2	伊藤寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所（現 葵総合税理士法人）入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当（現任） 2014年4月 当社取締役経理部長（現任）	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	すずむらかずや 鈴村和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長 2020年5月 当社取締役建設事業部長兼住宅メンテナンス事業部長(現任)	8,000株
4	あさのあきと 浅野章人 (1964年11月11日生)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長 2020年6月 当社取締役総務部長兼営業推進部長(現任)	—
5	こばやしゆうじ 小林祐司 (1970年8月8日生)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長 2020年6月 当社取締役設備事業部長(現任)	2,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

中野英樹氏、伊藤寿朗氏、鈴村和也氏、浅野章人氏及び小林祐司氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、国内の企業活動や雇用・所得環境に改善の動きがみられ、さらに個人消費の持ち直し、インバウンド需要の回復などを背景として、国内景気が緩やかに回復へと向かいながら推移いたしました。しかしながら、長期化しているロシア・ウクライナ情勢による地政学的リスクを背景とした原材料価格やエネルギー資源価格の高止まりは続いており、国内物価上昇への影響をはじめ、中国経済の停滞、中東地域での紛争、世界的な金融引締めの影響など、さまざまな経済活動に影響を与える景気下振れリスクや金融市場の下振れリスク、政策動向による不確実性があり、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、住宅建築業界におきましては、住宅取得支援の補助金などの諸政策の継続、住宅ローン金利の低水準の推移などありましたが、原油価格・物流コストの上昇などによる建設資材価格の高止まり、物価上昇に伴う個人消費者の住宅購入意欲の低下が続いており、本格的な回復には至らない厳しい状況で推移いたしました。

当社グループでは、主に建設工事業において、既存の戸建住宅や集合住宅向けのリフォーム工事や改修防水工事、太陽光発電システム及び蓄電池設置の工事が増加、また、個人宅向け販売用土地などの不動産売却が堅調に推移し、業績が伸長しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,121百万円(前年同期比4.6%増)、営業利益は429百万円(前年同期比24.3%増)、経常利益は459百万円(前年同期比21.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は247百万円(前年同期比11.2%増)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

新築戸建住宅向けの各種工事件数は低調に推移したものの、既存の戸建住宅や集合住宅向けのリフォーム工事、既存建設物に対する改修防水工事、太陽光発電システム及び蓄電池設置の工事が増加いたしました。また、個人宅向け販売用土地などの不動産売却が堅調に推移いたしました。

以上の結果、建設工事業の売上高は6,935百万円(前年同期比5.0%増)、営業利益336百万円(前年同期比24.2%増)となりました。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

新築戸建住宅向けの予防工事、個人消費者からの新規シロアリ対策は低調に推移したものの、既設住宅向けのシロアリ再予防工事、床下環境改善の防湿商品の販売、高齢化に伴うさまざまな住宅や敷地に対するメンテナンスサービスは増加いたしました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,341百万円(前年同期比5.6%増)、営業利益は204百万円(前年同期比16.7%増)となりました。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、取引先からの作業依頼件数は増加いたしました。しかし、清掃スタッフの人手不足は継続しており、雇用継続、処遇改善による清掃スタッフ確保のためのコスト増加は続いており、原価は上昇しております。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,844百万円(前年同期比2.4%増)、営業利益は158百万円(前年同期比6.3%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は5億7千5百万円であり、その主なものは、新事務所建設及び新事務所建設用地の取得に伴う支出などであります。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、新型コロナウイルスが第5類となり、インバウンド需要も回復して、国内産業は、コロナ禍前に戻りつつあります。日経平均株価が史上最高値をつけるなど、少しずつではありますが、日本に変化の兆しを感じられるようになりました。一方で円安が進み、国内物価は上昇を続け、実質賃金は長期にわたりマイナスが続いており、景気回復が実感できない状況が続いています。

そうしたなか、住宅建築業界では、少子化、住宅寿命の長期化、建設コストの上昇により、新築着工件数は減少を続けています。一方で景気の回復、製造業の国内回帰、インフラの老朽化などにより、建設投資全体としては高い水準を維持しており、既存建築物のリフォーム、リニューアルに関しては、堅調に推移しています。また、ビルメンテナンス業界も大都市への人口流入は続いており、訪日外国人の増加、再開発の進展、建設物の大型化により、堅調に増加傾向です。

住宅等サービス事業においては、新規のシロアリ発生は減少傾向ですが、地方では高齢化が進んでおり、住宅や休耕地を含めた所有する土地の維持管理の委託が増え、鳥獣被害の増加もあり、そうした対策需要も増加しています。

大手ハウスメーカーでは、新築戸建てに関しては、海外売上の比率を高めており、新築戸建住宅向けの工事はさらに減少することが予想されます。一方、リフォーム、リニューアル需要は、今後も堅調に推移すると予想され、施工力の増加とともに、提案力・設計力の強化に努めて、工事の大型化もさらに進めてまいります。また、集合住宅、高齢者施設、店舗、宿泊施設、オフィス、倉庫といった戸建て以外のリフォーム、リニューアル工事が増えており、販売ルート先としても住宅メーカー以外の比率が高まっています。今後とも新規開拓に取り組み、新たな需要の掘り起こしに努め、資格者の増加など施工管理能力を高めて、売上拡大に努めてまいります。昨年度においても、受注単価アップと工事原価アップが続いており、利益の向上と協力会社の単価アップ及び社員の給料アップといった還元とのバランスをとりながら、お客様への満足度向上も図っていただけるように努めてまいります。また、不動産情報の取得に努め、不動産売買の増加、不動産売買時でのリフォーム需要の獲得、優良な不動産取得による賃貸収入の増加にも努めてまいります。

建設業界、ビルメンテナンス業界とも、人材確保が当面の大きな課題です。建設業界にも残業規制が適用されることもあり、ますます人手不足の深刻化が懸念されますが、積極的な採用活動と人材育成に努め、多様な人材が活躍できるよう仕事を分析し、適材適所で人材活用し、働きやすさと高度な品質・安全・顧客満足度を両立できるよう努めてまいります。

昨年度は、奈良営業所を大型化して転居し、今年度は、東京西営業所を転居予定で、現在建設中であります。社屋への投資、人材への投資を継続して行い、強固な体制づくりに尽力いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 2021年3月期	第49期 2022年3月期	第50期 2023年3月期	第51期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	8,618	9,305	9,678	10,121
経常利益 (百万円)	360	432	377	459
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	240	261	222	247
1株当たり当期純利益	59円28銭	64円43銭	54円90銭	61円02銭
総資産 (百万円)	6,339	6,512	6,819	7,598
純資産 (百万円)	3,733	3,921	4,089	4,297

(注) 第49期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載していません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	千円 10,000	% 100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管理業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ハウスクリーニング作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

(8) 主要な営業所等

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	セブンハウス事業部	愛知県岡崎市
東京中央営業所	東京都台東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京西営業所	東京都町田市	岐阜営業所	岐阜県各務原市
甲信営業所	長野県松本市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡田原本町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
440名	4名増	43.1歳	11.9年

(注) 従業員数には嘱託者29名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	903,000千円
株式会社愛知銀行	340,006千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 1,181名
- ④ 大株主(上位10位)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀 由 紀 子	520,000	12.82
中 野 英 樹	156,000	3.84
堀 裕 紀	150,000	3.70
N I T T O H 社 員 持 株 会	117,700	2.90
奥 田 清 人	100,100	2.46
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
内 藤 征 吾	87,800	2.16
株式会社愛知銀行	82,000	2.02
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野英樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
取 締 役	伊藤寿朗	総務、経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取 締 役	鈴村和也	建設事業部長、住宅メンテナンス事業部長
取 締 役	浅野章人	総務部長、営業推進部長
取 締 役	小林祐司	設備事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	上野 茂	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長谷川 敏 也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	矢崎 信 也	弁護士 ひのき総合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役

- (注) 1. 取締役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、上野茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
5. 当社は、取締役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5 名	37,500千円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	9,120千円 (4,080千円)
合 計	8 名	46,620千円

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に関する事項

2021年6月19日開催の第48期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、当社の持続的成長と企業価値向上の実現を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては、それぞれの職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2021年6月19日開催の取締役会において決議いたしました。

業務執行取締役の報酬は、それぞれの責任業務範囲及び責任の重要性を考慮し、過去の事業年度の責任業務範囲の業績を加味した報酬体系とし、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役会での重要な意思決定への参加など、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

2. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月17日開催の取締役会において代表取締役社長の中野英樹に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議をし、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏 也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	矢 崎 信 也	ひのき綜合法律事務所	パートナー	当社とひのき綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、13回開催のうち全てに出席しております。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地により、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	矢 崎 信 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、13回開催のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と専門的見地及び他社の社外役員としての経験から、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査等委員会、内部監査室が適宜これらを閲覧できることといたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めており

ます。また、監査等委員会は、取締役会から独立した機関として内部監査室と連携し、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査等委員会とが意見交換を実施し、監査等委員会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査等委員会に報告することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成しております。監査等委員である取締役のうち、半数以上を社外取締役とすることで、独立性を強化しております。監査等委員である取締役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査等委員会監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、2024年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額 64,849,648円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月30日

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,077,842	流 動 負 債	2,089,885
現金及び預金	1,584,388	支払手形及び買掛金	822,824
受取手形、売掛金及び契約資産	1,385,016	短期借入金	510,000
棚卸資産	1,039,354	1年内返済予定の長期借入金	147,996
その他	70,552	未払法人税等	99,342
貸倒引当金	△ 1,468	賞与引当金	128,310
		完成工事補償引当金	14,500
		その他	366,913
固 定 資 産	3,520,327	固 定 負 債	1,211,173
有形固定資産	3,040,779	長期借入金	595,010
建物及び構築物	1,027,838	退職給付に係る負債	437,014
機械装置及び運搬具	1,397	長期未払金	9,840
土地	1,978,082	その他	169,308
その他	33,461		
		負 債 合 計	3,301,058
無形固定資産	15,151	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	7,176	株 主 資 本	4,251,923
その他	7,974	資 本 金	186,072
		資 本 剰 余 金	145,813
投資その他の資産	464,396	利 益 剰 余 金	3,921,922
投資有価証券	93,203	自 己 株 式	△1,883
繰延税金資産	221,850	その他の包括利益累計額	45,187
その他	149,742	その他有価証券評価差額金	45,187
貸倒引当金	△ 400		
		純 資 産 合 計	4,297,111
資 産 合 計	7,598,170	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,598,170

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,121,318
売上原価		7,476,491
売上総利益		2,644,826
販売費及び一般管理費		2,215,615
営業利益		429,211
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,241	
受取手数料	3,403	
受取保険金	7,056	
その他の	31,018	43,719
営業外費用		
支払利息	6,184	
その他の	7,378	13,562
経常利益		459,368
特別損失		
減損損失	81,542	81,542
税金等調整前当期純利益		377,826
法人税、住民税及び事業税	153,833	
法人税等調整額	△23,336	130,497
当期純利益		247,329
親会社株主に帰属する当期純利益		247,329

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	3,735,389	△1,883	4,065,391
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△60,796		△60,796
親会社株主に帰属する当期純利益			247,329		247,329
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	186,532	—	186,532
当 期 末 残 高	186,072	145,813	3,921,922	△1,883	4,251,923

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	23,902	4,089,294
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△60,796
親会社株主に帰属する当期純利益		247,329
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	21,285	21,285
当期中の変動額合計	21,285	207,817
当 期 末 残 高	45,187	4,297,111

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均株式等以外のもの.....法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販 売 用 不 動 産.....個別法

原 材 料.....総平均法

未成工事支出金.....個別法

及 び 仕 掛 品.....個別法

貯 蔵 品.....最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりません。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、ビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、原則として清掃管理サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	連結 計算書類 計上額
	建設工事業	住宅等サービス事業	ビルメンテナンス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	6,922,933	1,341,621	1,844,015	10,108,570	—	10,108,570
その他の収益	12,747	—	—	12,747	—	12,747
外部顧客への売上高	6,935,681	1,341,621	1,844,015	10,121,318	—	10,121,318

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,139,389千円	1,320,249千円
契約資産	96,662千円	64,766千円
契約負債	22,784千円	66,139千円

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度
棚卸資産（販売用不動産）	780,597千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	470,033千円
投資有価証券	24,940千円
合計	494,974千円
担保に係る債務の金額	
支払手形及び買掛金	81,947千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	495,000千円
合計	984,947千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 550,100千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月9日 取締役会	普通株式	60,796千円	15.00円	2023年 3月31日	2023年 6月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年5月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (イ) 配当金の総額…………… 64,849千円
 - (ロ) 1株当たり配当額…………… 16円
 - (ハ) 基準日…………… 2024年3月31日
 - (ニ) 効力発生日…………… 2024年5月30日
- なお、配当原資については、利益剰余金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	93,203	93,203	—
資産計	93,203	93,203	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	743,006	743,006	—
(2) 長期未払金	9,840	8,836	△1,003
負債計	752,846	751,842	△1,003

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	93,203	—	—	93,203
資産計	93,203	—	—	93,203

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	743,006	—	743,006
長期未払金	—	8,836	—	8,836
負債計	—	751,842	—	751,842

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

「投資有価証券」は、上場株式のみであり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,060円20銭
1株当たり当期純利益	61円02銭

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
奈良県磯城郡 田原本町	事務所及び倉庫	土地、建物及び構築物他	81,542千円

当社グループは管理会計上の区分に基づく事業拠点単位でグルーピングを行っております。上記資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、帳簿価額を将来キャッシュ・フローにより回収できる回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流動資産				流動負債			
現金及び預金		633,746		支払手形		87,833	
受取手形		5,022		工事未払金		645,630	
完成工事未収入金		994,117		営業未払金		61,236	
営業未収入金		123,392		短期借入金		920,000	
契約資産		64,766		1年内返済予定の長期借入金		147,996	
販売用不動産		780,597		未払金		99,122	
完成工事支出金		134,007		未払費用		62,058	
仕掛品		2,104		未払消費税等		28,513	
原材料及び貯蔵品		106,646		未払法人税等		62,456	
前払費用		6,830		預り金		4,108	
未収入金		61,221		賞与引当金		108,000	
その他貸倒引当金		1,305		完成工事補償引当金		14,500	
		△ 1,368		その他		67,600	
固定資産				固定負債			
有形固定資産				長期借入金			
建物		808,250		退職給付引当金		595,010	
構築物		89,695		長期未払金		9,840	
機械及び装置		1,397		長期預り保証金		156,869	
工具器具備品		3,092					
土地		1,754,737					
建設仮勘定		28,688					
無形固定資産				負債合計			
ソフトウェア		2,171		純資産の部			
その他		6,572		株主資本			
投資その他の資産				資本			
投資有価証券		75,337		資本金			
関係会社株		605,892		本剰余金			
繰延税金資産		136,933		資本準備金			
差入保証金		95,613		利益剰余金			
その他貸倒引当金		1,975		利益準備金			
		△400		その他利益剰余金			
				別途積立金			
				繰越利益剰余金			
				自己株式			
				△1,883			
				評価・換算差額等			
				37,335			
				その他有価証券評価差額金			
				37,335			
資産合計				純資産合計			
6,522,348				3,246,807			
				負債・純資産合計			
				6,522,348			

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		
完成工事高	6,587,453	
不動産売上高	316,742	
サービス売上高	1,341,621	8,245,817
売上原価		
完成工事原価	5,132,132	
不動産売上原価	258,962	
サービス売上原価	690,487	6,081,583
売上総利益		
完成工事総利益	1,455,320	
不動産売上総利益	57,779	
サービス売上総利益	651,133	2,164,234
販売費及び一般管理費		
営業利益		1,929,451
営業外収益		234,782
受取利息及び配当金	51,805	
経営指 導 料	20,640	
その他の	28,712	101,158
営業外費用		
支払利息	12,424	
その他の	2,446	14,870
経常利益		321,070
特別損失		
減損損失	81,542	81,542
税引前当期純利益		239,528
法人税、住民税及び事業税	87,005	
法人税等調整額	△ 21,019	65,986
当期純利益		173,541

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	145,813
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			—
当 期 純 利 益			—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	186,072	145,813	145,813

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	1,703,024	2,766,724	△1,883	3,096,726	
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△60,796	△60,796		△60,796	
当 期 純 利 益			173,541	173,541		173,541	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				—		—	
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	112,745	112,745	—	112,745	
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	1,815,769	2,879,469	△1,883	3,209,471	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	21,845	21,845	3,118,571
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△60,796
当 期 純 利 益		—	173,541
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	15,490	15,490	15,490
当 期 中 の 変 動 額 合 計	15,490	15,490	128,235
当 期 末 残 高	37,335	37,335	3,246,807

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法株式以外のものにより算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原材料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及び仕掛品

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事事業

建設工事事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
販売用不動産	780,597千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	470,033千円
投資有価証券	24,940千円
合計	494,974千円

担保に係る債務の金額

工事未払金	81,947千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	495,000千円
合計	984,947千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 442,418千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,635千円
短期金銭債務	420,186千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	9,840千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	791千円
仕入高	500千円
販売費及び一般管理費	17,323千円
営業取引以外の取引高	80,915千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式

7,257株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 530千円

賞与引当金 32,400千円

完成工事補償引当金 4,350千円

退職給付引当金 61,429千円

ゴルフ会員権 681千円

減損損失 52,338千円

棚卸資産評価損 4,726千円

その他 38,519千円

繰延税金資産 小計 194,974千円

評価性引当額 △42,040千円

繰延税金資産 合計 152,934千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △16,001千円

繰延税金負債 合計 △16,001千円

繰延税金資産の純額 136,933千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 (注1)	—	短期 借入金	420,000
				利息の支払 (注1)	6,300	未払金	186
				経営指導料の 受入(注2)	20,640	—	—
				建物の賃貸 (注3)	3,975	—	—

(注) 1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っていません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	801円07銭
1株当たり当期純利益	42円82銭

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
奈良県磯城郡 田原本町	事務所及び倉庫	土地、建物及び構築物他	81,542千円

当社は管理会計上の区分に基づく事業拠点単位でグルーピングを行っております。上記資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、帳簿価額を将来キャッシュ・フローにより回収できる回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を示す、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

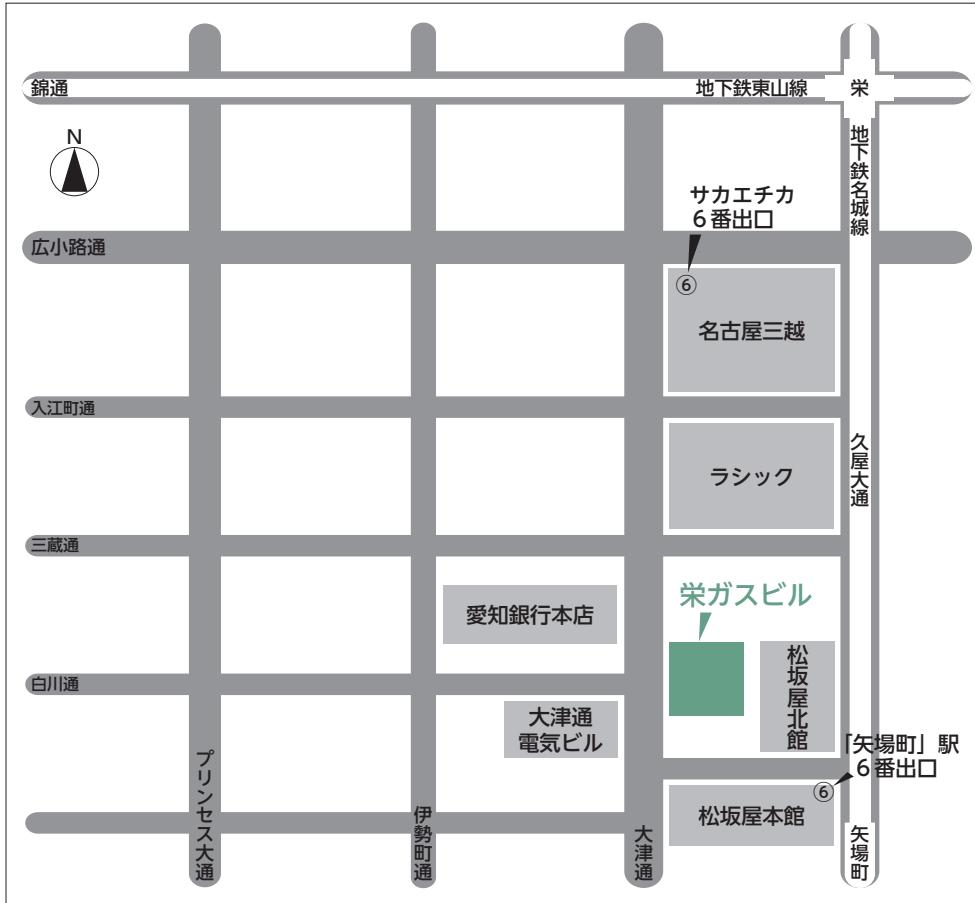
2024年5月22日

株式会社NITTOH	監査等委員会	
常勤監査等委員	上野 茂	Ⓢ
監査等委員	長谷川 敏也	Ⓢ
監査等委員	矢崎 信也	Ⓢ

(注) 監査等委員長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

